

公益財団法人日本バスケットボール協会
若年層外国籍選手の国際移籍手続きに関する運用細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第 5 章 登録および移籍、第 2 節 登録、第 110 条 外国籍選手の登録、第 4 項に基づき、若年層の外国籍選手の登録の運用に関して必要な事項を定める。

(対象選手)

第2条 この細則の対象となる選手は国際バスケットボール連盟（以下、「FIBA」という）および JBA 間の合意に基づき、全国高等学校総合体育大会、ウインターカップ、U18 トップリーグ ディビジョン 1 および U18 トップリーグ ディビジョン 2（以下、これらの大会をまとめて「対象大会」という）に出場する若年層の外国籍選手（以下、「対象選手」という）とする。

(申請手続き)

第3条 対象選手の申請手続きは、次の通りとする。

- (1) 対象選手が所属する加盟チーム（以下、「対象団体」という）は、当該選手が出場する可能性がある対象大会の定める期限までに申請等の手続きを完了しなければならない。
- (2) 対象団体は、第 4 条にて定める書類を、JBA および対象団体が所属する都道府県バスケットボール協会に電子メールにて送付しなければならない。
- (3) JBA は前項の書類を確認し、速やかに FIBA に申請を行う。ただし、対象団体の提出した書類に不備がある場合には、必要な措置を採ることができる。
- (4) 対象選手の国際移籍に関する決定は、FIBA の専権事項であり、JBA、対象選手および対象団体はこれに従うものとする。
- (5) 対象団体は、対象選手のうち 18 歳以上の者については、第 4 条に定める書類の提出を要しない。ただし、別途、「競技許可書（レターオブクリアランス）」を取得しなければならない。

(申請書類)

第4条 対象選手が所属する対象団体は、次の申請書類を JBA に提出するものとする。

- (1) 若年層選手国際移籍調査票
- (2) パスポート顔写真ページの写し
- (3) 出生証明書
- (4) 母国における個人 ID カード（該当する場合）
- (5) 母国での選手登録書（該当する場合）

- (6) 在留資格証明書
- (7) 入学または在学証明書（英文または英訳添付）
- (8) クラブ在籍証明書（該当する場合、英文または英訳添付）
- (9) 両親による移籍同意書
- (10) 代表チーム制限に関する確認書
- (11) 上記以外に JBA および FIBA が提出必要と判断した書類

（登録）

第5条 FIBA が申請書類に基づき、対象選手の国際移籍がバスケットボールを主とすると決定した場合、対象団体は別途定める登録料を JBA に納付しなければならない。

- 2. いかなる理由においても、既に納付した登録料は返還しない。
- 3. 対象団体は JBA 基本規程の第 5 章 登録および移籍に基づき、対象選手を JBA および加盟団体に別途登録しなければならない。

（国際移籍の可否決定）

第6条 FIBA 内規 Book3 の第 2 章 選手の国際移籍に基づき、若年層選手の国際移籍に関する決定は FIBA 事務総長の権限であり、同決定に関して JBA はいかなる責任も負わない。

- 2. JBA は加盟チームおよび所属する都道府県バスケットボール協会に FIBA の決定を電子メールにて通知するものとする。

（エージェントおよび第三者の関与）

第7条 FIBA および JBA の規程に基づき、18 歳未満の選手の国際移籍にエージェントおよび第三者が関与することを禁止する。

（懲罰）

第8条 対象団体または対象選手が本細則に違反した場合、FIBA および JBA の懲罰およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰が科されることがある。

2020 年 9 月 10 日制定

2022 年 2 月 9 日改定

2023 年 8 月 9 日改定

2025 年 2 月 6 日改定

2026 年 8 月 3 日改定